

## 総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、亀山市で導入している総合保健福祉システム再構築に当たり、次期システムに最適なシステムパッケージの他、構築、運用保守等において公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 業務名

総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務

### 3. 業務の内容

(1) 総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務仕様書（以下、「仕様書」）のとおり。

(2) 契約期間

契約は、システム構築・機器賃貸借、システム運用・保守に分けるものとする。システム構築・機器賃貸借については、見積金額を基に別途リース業者による入札を実施し、受託者がリース会社に売り渡すものとする。

・システム構築・機器賃貸借：契約日～令和8年1月

・システム運用・保守：令和3年2月～令和8年1月

(3) 提案上限額

・システム構築・機器賃貸借：34,260,000円

(税込、リース料率相当額含む)

・システム運用・保守：31,535,000円（税込）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

#### 4. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加意思表明書の提出期限までに亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。また、手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 県内市で、過去10年以内（平成23年度～令和2年度）に本市及び本市と同規模以上の地方公共団体での総合保健福祉システム構築業務又は総合住民情報システム構築業務の実績を有すること。

## 5. スケジュール

本業務に係るスケジュールについては、以下のとおりとする。ただし、本市の都合により予定が変更となる場合がある。

内容	期日（予定）
公募開始	令和2年7月1日（水）
質問書の提出期限	令和2年7月8日（水）
質問書の回答	令和2年7月13日（月）
資料交付期限	令和2年7月15日（水）
参加意思表明書の提出期限	令和2年7月15日（水）
企画提案書等の提出期限	令和2年7月15日（水）
デモンストレーション	令和2年7月20日（月）
プレゼンテーション	令和2年7月22日（水）
審査結果通知	審査後速やかに実施

## 6. 資料の交付について

本プロポーザルへ参加する者は、以下のとおり資料の交付を受けること。

### （1）交付場所

亀山市ホームページから直接ダウンロードすること。ただし、これにより難しい場合は以下の場所にて交付する。

亀山市役所 本庁舎2F 総合政策部総務課情報統計グループ

### （2）資料交付期限

令和2年7月15日（水） 午後5時15分までとする。

## 7. 質問書の提出及び回答

参加希望者は、参加意思表明書提出時またはその提出後、本業務にかかる質問を書面により行うものとする。

### (1) 提出書類

質問書

### (2) 提出期限

令和2年7月8日（水）午後5時15分必着

### (3) 提出先

亀山市総合政策部情報統計グループ

電子メールアドレスjoho@city.kameyama.mie.jp

### (4) 提出方法

電子メール

※件名欄を「総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務質問書（事業者名）」とすること。

※電話にて到達確認を行うこと。

※電話及び来館等による口頭での質問は受け付けない。

### (5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年7月13日（月）までに参加希望者全員メールにて通知する。この回答は、本要領及びその他の書類の追加又は修正とみなす。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

## 8. 参加意思表明書等の提出

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、参加意思表明書を1部提出すること。

### (2) 提出先

亀山市役所 本庁舎2F 総合政策部総務課情報統計グループ

### (3) 提出期限

令和2年7月15日（水）午後5時15分までとする。持参の場合は、土日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までとする。郵送の場合は、送達方法が記録される場合に限る。

## 9. 企画提案書等の提出

参加意思表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書

鑑以外の様式は自由とする。別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

#### イ 機能要件一覧、帳票一覧

機能要件回答について、対応欄に以下の基準に従い回答のこと。

◎：パッケージにて標準機能対応可

○：代替案等で対応可

△：カスタマイズ等で対応可

×：対応不可

※代替案（○）又はカスタマイズ提供等（△）について

- ・それぞれの内容は別添資料とし、資料名を備考欄に記載のこと。
- ・それぞれ必要な費用は、明細毎に金額（単位円、税額）記載のこと。

#### ウ 見積書（消費税及び地方消費税を含まない額）（様式任意）※

#### エ 見積明細書（消費税及び地方消費税を含まない額）（様式任意）※

#### オ その他参考資料（パンフレット等）

※システム構築・機器賃貸借とシステム運用・保守が明確に区別できるようにすること。

システム構築・機器賃貸借の見積額は、リース料率相当額を見越した上での額とすること。なお、リース料率は1.80%を想定している。

### (2) 提出部数

紙媒体15部

電子媒体1部（CD-R等）

※電子媒体のうち、機能要件確認票はエクセルファイルとすること。

### (3) 提出先

亀山市役所 本庁舎2F 総合政策部総務課情報統計グループ

### (4) 提出期限

提出方法は、紙媒体及び電子媒体とし、あらかじめ連絡し持参又は郵送により提出すること。提出期限は、令和2年7月15日(水) 午後5時15分

までとする。持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までとする。郵送の場合は、送達方法が記録される場合に限る。（提出期限必着のこと。）

## 10. 契約候補者の選定

本業務の評価は、別に設置する「総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、次のとおり企画提案を総合的に評価の上、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

### （1）デモンストレーション

提案するパッケージシステムについて選定委員会委員（以下「委員」という。）のうちデモンストレーション審査員に対し、提案システムの有効性、現状の課題に対する克服度、機能要件信頼度等を、実機を用いて確認する。システム（パッケージ）ごとにブースを設け、時間は休憩を含め2時間以内とし、実施事項は以下のとおりとする。

実施事項	時間目安
パッケージコンセプト等の説明、標準的/代表的な機能に係るデモを閲覧	60分
質疑応答、操作確認	60分

・日時：令和2年7月20日（月） 予定

・場所：総合保健福祉センター

※デモンストレーションで使用する備品は、参加表明者が準備すること。

### （2）プレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、委員のうちプレゼンテーション審査員に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

時間は60分とし、終了後15分程度の質疑応答を行うものとする。

・日時：令和2年7月22日（水） 予定

・場所：総合保健福祉センター

※プレゼンテーションで使用する備品は、参加表明者が準備すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。

※日時、会場等の詳細については、個別に連絡する。

### (3) 評価項目および評価基準

評価は、委員が別紙の評価項目及び評価基準に基づき、見積価格、機能要件、企画提案（プレゼンテーション）、デモンストレーションについて評価し、最も合計点の高い提案を選定する。なお、同点の参加表明者が複数ある場合は、企画提案に係る評価の点数の高いものを優先する。

なお、最低基準点は合計点の5割以上とする。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者全てに文書で通知する。

## 11. 提案者が1者の場合等の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とする。

## 12. 担当部署

総合政策部総務課情報統計グループ

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話：0595-84-5032

ファクス：0595-82-9955

電子メールアドレス：joho@city.kameyama.mie.jp